

令和7年8月8日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

令和7年10月以降の医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて  
(10月よりマイナ保険証利用率の実績要件が引き上がります)

今般、日本医師会より、本件に関しまして下記のとおり連絡がありました。

「医療DX推進体制整備加算」のマイナ保険証利用率に係る実績要件が令和7年10月以降に引き上げられる場合に備え、各医療機関においては、7月以降のマイナ保険証利用率が上がるよう、院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただきたく、令和7年7月1日付け日医文書(同日付け本会文書)にてお知らせ申し上げたところ、今般、令和7年10月から令和8年5月までにおける「医療DX推進体制整備加算」等の要件が厚生労働省より示された旨の連絡です。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、8月末発行社会保険通報および本会ウェブサイト文書ライブラリへの掲載を予定しております。

記

1. 令和7年10月から令和8年5月までにおける「医療DX推進体制整備加算」のマイナ保険証利用率に係る実績要件の見直しについて

○マイナ保険証利用率が上昇していることや、令和7年12月1日に発行済みの健康保険証への経過措置が終了することを踏まえ、今後もより多くの医療機関・薬局で医療DX推進のための体制を整備いただきつつ、時期に応じたメリハリのある評価とするため、マイナ保険証利用率の実績要件が「令和7年10月から令和8年2月まで」と、「令和8年3月から同年5月まで」の2つの時期に分けて設定されました。

○なお、「小児科特例」については、これまでの年齢階級別の利用実績を踏まえ、**対応が継続**されます。

【マイナ保険証利用率について】

電子処方箋要件	加算	点数	マイナ保険証利用率		
			R7年4月 ～R7年9月	R7年10月 ～R8年2月 (実績要件の 引上げ①)	R8年3月 ～R8年5月 (実績要件の 引上げ②)
あり	加算1	12点	45%	60%	70%
	加算2	11点	30%	40%	50%
	加算3	10点	15%	25%	30%
なし	加算4	10点	45%	60%	70%
	加算5	9点	30%	40%	50%
	加算6	8点	15% ※1	25% ※2	30% ※3

【小児科特例について】

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
- ※2 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。
- ※3 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

2. マイナ保険証利用率について

○マイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものです。

○医療DX推進体制整備加算を算定する際には、以下のとおり算定月の3月前とその前月および前々月の利用率のうち、最も高い率を用いることが可能とされております。

【医療DX推進体制整備加算 マイナ保険証利用率の実績要件について】

算定月	実績要件	利用率の対象月（最も高い利用率を採用）		
令和7年8月の算定	利用率15%以上	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
令和7年9月の算定		令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月
令和7年10月の算定	利用率25%以上 (実績要件の引上げ①)	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
令和7年11月の算定		令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月
令和7年12月の算定		令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
令和8年1月の算定		令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月
令和8年2月の算定		令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月
令和8年3月の算定		利用率30%以上 (実績要件の引上げ②)	令和7年10月	令和7年11月
令和8年4月の算定	令和7年11月		令和7年12月	令和8年1月
令和8年5月の算定	令和7年12月		令和8年1月	令和8年2月

※令和8年3月以降に実績要件が引き上げられる場合に備え、各医療機関におかれましては、令和7年12月までにマイナ保険証利用率が上がるよう、引き続き院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただくことが重要となります。院内掲示用のポスターについては、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）や厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

【電子処方箋要件なしの場合の算定例】

算定月	実績要件	マイナ保険証利用率 (最も高い利用率を採用)			医療DX推進 体制整備加算
		令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	
令和7年12月	利用率25%以上 (実績要件の引上げ ①)	令和7年7月 30%	令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	加算5 [9点]
令和8年1月		令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	加算6 [8点] ※区分変更の届出不要
令和8年2月		令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	加算6 [8点]
令和8年3月	利用率30%以上 (実績要件の引上げ ②)	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	<b>算定なし</b> ※届出の取下げ不要
令和8年4月		令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	令和8年1月 31%	加算6 [8点]

(参考) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

〔院内掲示用ポスターの例〕



**とっても簡単! マイナンバーカード**

- 1 受付**  
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2 本人確認**  
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
- 3 同意の確認**  
診療室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- 4 受付完了**  
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 | 日本医師会 | 日本歯科医師会 | 日本薬剤師会

**ぜひ、一度使ってみませんか? マイナンバーカードの保険証利用**

マイナンバーカードの保険証利用にはさまざまなメリットがあります!

**Point!** 薬剤情報等の提供に同意すると、データに基づく適切な医療が受けられる! さらに、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の窓口負担が低くなる!

**Point!** 限度額適用認定証等がなくても、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除!

詳しくはマイナンバーカード 保険証利用

厚生労働省 | 日本医師会

### 3. 電子カルテ情報共有サービスの経過措置について

「医療 DX 推進体制整備加算」及び「在宅医療 DX 情報活用加算」については、その施設基準において、令和7年9月30日までに「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること」が求められておりますが、その経過措置が令和8年5月31日まで延長されました。

電子カルテ情報共有サービスの経過措置		
適用時期	～R7.9.30	R7.10.1～
経過措置	令和7年9月30日まで	<b>令和8年5月31日まで</b>

以上、よろしくお願いたします。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001